



CL57

平成 18 年 4 月 28 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

甲信越印刷工業厚生年金基金



「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行なわれた、実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、下記のとおり意見を提出する。

記

平成 16 年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。このため、早急に退職給付会計基準における代行部分の取扱いを見直すべきである。具体的には、退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきである。なお、現行の退職給付会計の枠組みで取扱うことが難しいのであれば、代行部分を対象から除外するなどの方法により、企業の負担の実態を反映したものとすべきである。

また、本公開草案において示されている取扱いに基づいた場合、給付現価交付金の交付状況によって基金設立企業における財務の状況が変化しないにもかかわらず、毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。このような取扱いは、企業の実態開示のあるべき姿からは大きく乖離しており、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになる。

以上のことから、本公開草案に対して強く反対する。また、代行部分についての取扱いの早急な見直しを要望する。